

グランフェスタ地下街防災推進計画

令和元年 7月1日

株式会社フェスタ

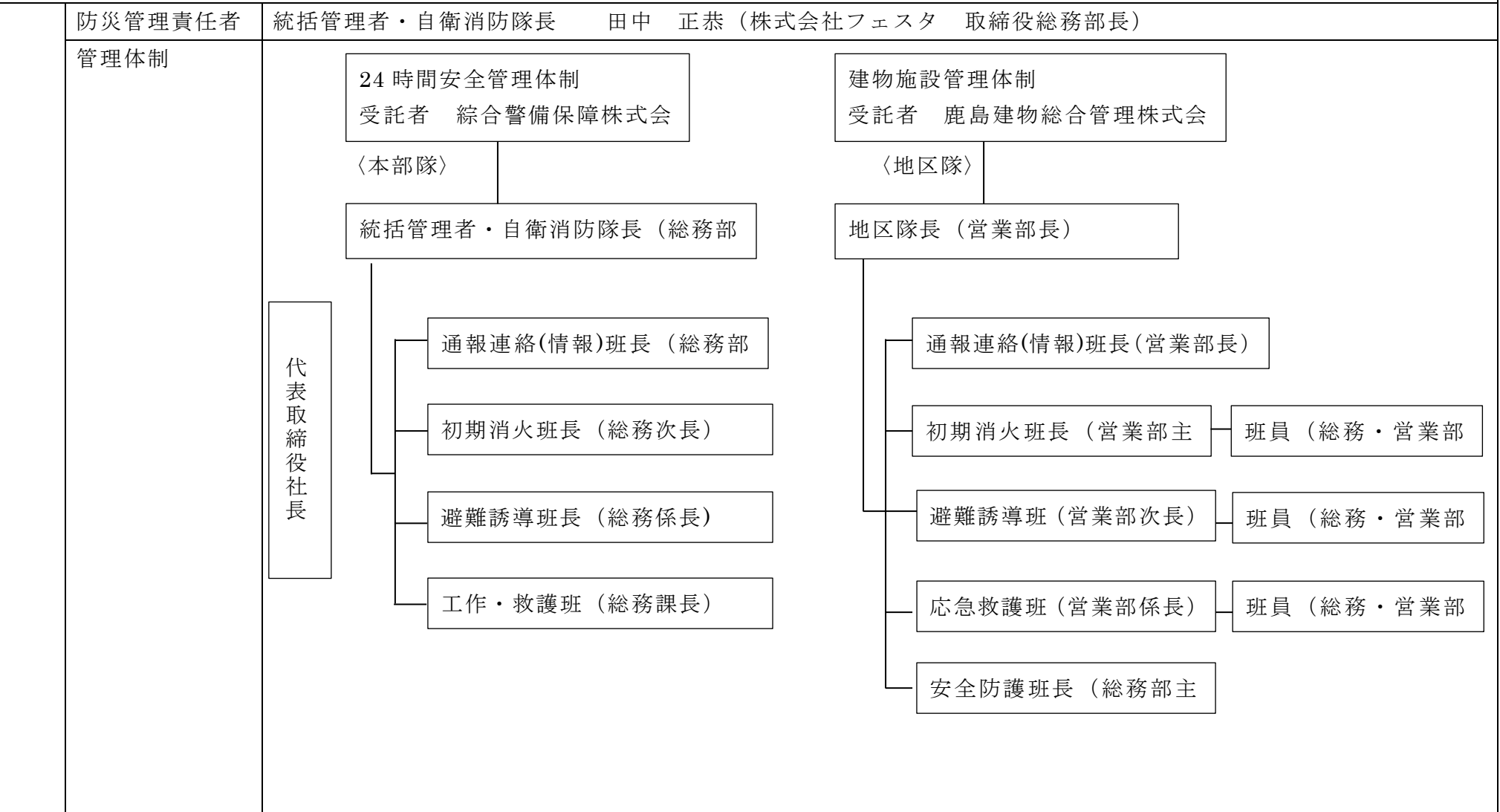
1.地下街の名称、位置、区域及び面積

地下街の名称	グランフェスタ				
地下街の位置	姫路市駅前町 188-1 241、362、363-2、355-2、218、220 姫路市西駅前町 74				
地下街の区域					
全体面積	6967.36 m ²	地下通路面積	2782.08 m ²	その他(機械室・電気室)	762.32 m ²

2.地下街管理会社の代表者

株式会社フェスタ 代表取締役社長 竹田 佑一

3.防災管理責任者及び管理体制



本部隊の任務			
班	災害発生時の任務分担	警戒宣言発令時の組織編成	警戒宣言発令時の任務
通報 連絡班	<ol style="list-style-type: none"> 1.自衛消防活動の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録 2.消防機関への情報や資料の提供、消防機関の本部との連絡 3.在館者に対する指示 4.関係機関や関係者への連絡 5.避難状況の把握 6.その他必要な事項 	通報連絡班は、情報収集班として編成する。	<ol style="list-style-type: none"> 1.情報機関等により警戒宣言発令等に関する情報を収集し、統括管理者に連絡する。 2.周辺地域の状況を把握する。 3.放送設備、掲示板、携帯用拡声器等により在館者に対する周知を図る。 4.食料品、飲料水、医薬品等及び防災資機材の確認をする。 5.在館者の調査 6.その他
初期 消火班	<ol style="list-style-type: none"> 1.出火館に直行し、消火器による消火作業 2.地区隊が行う消火作業への指示 3.消防隊との連携及び補佐 	初期消火班は、緊急点検班として編成する。	建物構造、防火・避難施設、電気、ガス、消防用設備等、危険物の点検及び保安措置を講じる。
避難 誘導班	<ol style="list-style-type: none"> 1.出火館及び上層階に直行し、避難開始の指令命令の伝達 2.非常口の開放及び開放の確認 3.避難上障害となる物品の除去 4.未避難者、要救助者の確認及び本部への報告 5.ロープ等による警戒区域の設定 	避難誘導班は、平常時と同様の編成とする。	混乱防止を主眼として、退館者の案内及び避難誘導を行う。
工作・ 救護班	<ol style="list-style-type: none"> 1.火災発生地区へ直行し、防火シャッター、防火戸、防火ダンパー等の閉鎖 2.非常用電源の確保、ボイラー等危険物施設の供給運転停止 	工作・救護班は、点検措置・情報収集担当として編成する。	工作・救護班は上記の初期消火班、通報連絡班の任務と同様のほか、救出資機材の確認をする。

	<p>3.エレベーター・エスカレーターの非常時の措置</p> <p>4.応急救護所の設置</p> <p>5.負傷者の応急措置</p> <p>6.救急隊との連携及び情報の提供</p>		
--	--	--	--

地区隊の任務

班	災害発生時の任務分担	警戒宣言発令時の組織編成	警戒宣言発令時の任務
通報連絡班	防災センターへの通報及び隣接店舗への連絡	通報連絡班は、情報収集班として編成する。	テレビ、ラジオ等により情報を収集する。
初期消火班	消火器等による初期消火及び本部隊初期消火班の誘導	初期消火班は、点検担当として編成する。	担当区域の転倒、落下防止措置を講じる。
避難誘導班	出火時における避難者の誘導	避難誘導班は、平常時と同様の編成とする。	本部の指揮により、避難誘導を行う。
安全防護班	水損防止、電気、ガス等の安全装置及び防火戸、防火シャッターの操作	安全防護班は、点検担当として編成する。	上記初期消火班の任務と同じ。
応急救護班	負傷者に対する応急措置	応急救護班は、応急措置担当として編成する。	危険個所の補強、整備を行う。

4.安全点検・調査結果

耐震診断	<p>・平成 25 年のリニューアル工事を行うにあたり、平成 22 年から平成 24 年にかけて、区画ごとに耐震診断を行った結果、全ての区画で、「地震の振動及び衝撃に対して倒壊または崩壊する危険性が低い」と判定されている。</p>
天井点検	<p>・平成 25 年のリニューアル工事では、天井を含め全ての設備を撤去し、躯体のみのスケルトンの状態から新たに天井、壁、ダクトなど施工したため危険性は低く、設置から 15 年を目処に点検等を行う。</p>

5.地下街防災推進事業において行われる補助対象事業																	
1)避難施設・防災施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時情報提供設備の整備（デジタルサイネージの更新等） 災害時にフロアマップ等により避難経路を表示する等、避難方法の案内を行うとともに、外国人利用者や視覚障害者等にも配慮した多言語表示や音声案内を行うため、街内8箇所のデジタルサイネージを更新する。 ・非常用照明装置の整備（非常用照明装置のLED化） 設備の長寿命化を図るとともに、災害時における省電力化及び視認性の向上により、避難誘導における正確性や安全性の向上を図るため、非常用照明装置（誘導灯及び非常灯）のLED化を行う。 																
2) 通路等公共的空間の防災性向上に資する施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水防止用設備の整備（止水板の軽量化等） 災害（浸水）時における円滑な避難誘導に資する浸水防止対策を行うため、設備（止水板）の軽量化等を行うとともに、保管庫の整備を行うことにより、止水板設置に係る作業時間の短縮を図る。また、未設置の出入り口2か所へ浸水防止用設備（止水板）を設置する。 																
6.補助対象事業の計画期間、概算事業費																	
1) 補助対象事業の計画期間	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度～令和2年度 																
2) 補助対象事業の概算事業費	<table border="0"> <tr> <td colspan="3">(1)避難設備の防災・施設の整備</td> </tr> <tr> <td>緊急時情報提供設備の整備費</td> <td>16</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>非常用照明装置の整備費</td> <td>14</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(2)浸水防止用設備の整備費</td> </tr> <tr> <td></td> <td>30</td> <td>百万円</td> </tr> </table>		(1)避難設備の防災・施設の整備			緊急時情報提供設備の整備費	16	百万円	非常用照明装置の整備費	14	百万円	(2)浸水防止用設備の整備費				30	百万円
(1)避難設備の防災・施設の整備																	
緊急時情報提供設備の整備費	16	百万円															
非常用照明装置の整備費	14	百万円															
(2)浸水防止用設備の整備費																	
	30	百万円															
7.関連事業																	
○	_____																

8.避難誘導計画

○災害等緊急を要する事態が発生した場合の基本的な避難誘導の考え方

(1)避難誘導に関する基本的な考え方

- ・地震発生時の街内滞在者等のパニックを防止するため、地上の安全が確認されるまでの間、放送又は拡声器等を用いて、現在地にとどまるように伝えるとともに、地下街全体の被災状況（火災、ガス漏れ、停電等）の確認と負傷者（下敷き、閉じ込め等）の救助を最優先に行う。
- ・地下街及び地上の安全を確認した後、姫路市やJ R姫路駅と緊密な連携を図りながら、必要に応じて一時滞留場所（J R姫路駅中央コンコース・東西自由通路）又は姫路市が指定する広域避難場所（姫路市民会館）に誘導する。
- ・一時滞留場所や広域避難場所に誘導する場合、来街者を優先して避難誘導（特に身体障害者、高齢者、外国人、乳幼児、妊婦などには最大限の配慮で対応）を行う。

(2)避難方法、避難経路についての考え方

- ・避難場所までの経路を示した地図を掲出するとともに緊急時情報提供設備（デジタルサイネージ）による案内等を行う。また、停電時には非常用照明装置への切り替えを行う等必要な措置を講じる。
- ・地上への避難誘導に当たっては、最寄りの安全な避難階段を利用し、出口近傍において避難誘導班が誘導を行うなど、パニックの防止に重点をおいた避難誘導を実施する。
- ・街内における火災、ガス漏れ、停電等の発生情報を入手したときは、放送又は拡声器等を用いて街内滞在者に伝えるとともに、安全な避難経路等を選定した上で避難誘導を行い、混乱防止に努める。

(3)情報収集・情報伝達に関する体制、内容についての考え方

- ・防災管理責任者（統括管理者・自衛消防隊長）及び通報連絡（情報）班は、関係機関、テレビ、ラジオ放送、インターネットや災害情報インフォメーション（姫路市が姫路駅北駅前広場の東ロータリーに開設した場合）等により、災害情報や交通情報を入手し、放送や緊急時情報提供設備（デジタルサイネージ）等を通じて、街内滞在者等へ情報提供を行いながら、地上の安全が確保されるまでの間、街内で滞在できるように支援する。
- ・姫路市やJ R姫路駅と緊密な連携を図りながら、避難所開設情報及び鉄道・代替輸送等交通情報を入手し、放送や緊急時情報提供設備（デジタルサイネージ）等により適宜周知を図る。

(4)その他

- ・弾道ミサイルが日本に落下する場合など、全国瞬時警報システム（Jアラート）等による情報伝達があった場合は、街内滞在者等のパニックを防止するため、地上の安全が確認されるまでの間、放送等により現在地にとどまるよう

		に伝えるとともに、屋外からの避難者を円滑に受け入れ、地下街入口に来街者が集中することに伴うパニックを防止するため、避難誘導班が入口近傍において避難誘導を行う。
--	--	---